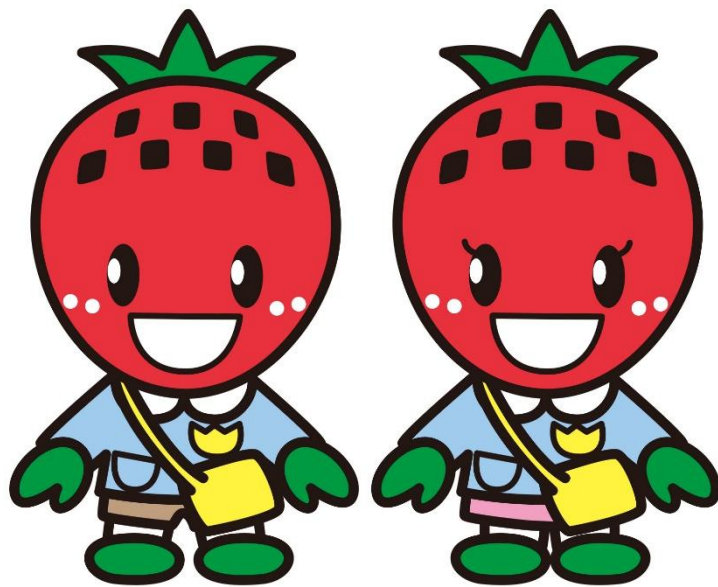


2027年度

入所のしおり



吉見町立
よしみけやき保育所

≫もくじ≪



≫よしみけやき保育所について・・・・・・・・・・	1
≫保育所の生活・・・・・・・・・・	2
≫保育所開所時間・・・・・・・・・・	4
≫保育所の給食・・・・・・・・・・	5
≫健康管理・・・・・・・・・・	6
≫家庭で用意するもの・・・・・・・・・・	8
≫一時保育について・・・・・・・・・・	10
≫乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）について・・・・・・・・	12
≫保育所等の休所について・・・・・・・・・・	13
≫非常災害時の対策・・・・・・・・・・	15
≫保険の加入状況・・・・・・・・・・	15
≫相談・苦情窓口・・・・・・・・・・	15
≫保育所平面図・・・・・・・・・・	16

よしみけやき保育所について



保育所は、児童福祉法に基づき保育を必要とする小学校就学前までの乳幼児を保護者に代わり保育することを目的とする児童福祉施設です。

現在、吉見町には吉見町立よしみけやき保育所があります。保育所や入所についてのお問い合わせは、吉見町子育て支援課または保育所へお願いします。

☆吉見町立よしみけやき保育所☆

所在地	〒355-0119 埼玉県比企郡吉見町大字中新井 467 番地
電話番号	0493-54-1766
定員	240 名
受入れ年齢	生後2か月から

* 保育理念

- ・子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益を守る保育を行います。
- ・子どもの状況や、発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行い、豊かな人間性を育成します。
- ・地域における子育て支援の中心施設としての社会的責任を果たします。

* 保育方針

- ・自然の中で生き生きと遊び、学び「自然・みんな・ふるさとを大切にする心」を育てる。
- ・保育所施設周辺の施設や地域の人材等の保育環境を活用して多様な保育活動を展開する。
- ・保護者や地域との連携を密にして、きめ細かい保育と保護者支援を行う。
- ・子どもに関する専門知識や援助技術を習得するなどして、保育士等の資質を高める。

* 保育目標

- ・生き生きと元気に遊べる子
- ・最後まであきらめずがんばる子
- ・やさしく助け合う子

☆吉見町子育て支援課☆

住所	〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411 番地
電話番号	0493-63-5014（直通）

保育所の生活

☆ 保育所の1日

保育は家庭と連携し、お子さんのその日の体調や状況に応じて、個別に対応しています。
少しずつ、楽しみながら保育所の生活リズムに慣れるようにしていきます。

時間	3歳未満児 (標準時間認定児)	3歳以上児 (標準時間認定児)	短時間認定児
7:30	延長保育児登所 (健康視診)	延長保育児登所 (健康視診)	
8:30	通常保育児登所 (健康視診)	通常保育児登所 (健康視診)	登所 (健康視診)
9:00	検温	自由遊び	標準時間認定児と 同じです。
9:30	おやつ		
10:00	クラス別保育	クラス別保育	
11:00	給食	給食	
12:30	午睡	午睡	
15:00	検温・おやつ	検温・おやつ	
16:00	順次降所	順次降所	順次降所 (16時30分まで)
17:00 ～ 19:00	延長保育	延長保育	

○ 給食・午睡は年齢・クラスによって、前後します。

☆ 保育所からのお願い



* 送迎について

- ・園児の送迎は、決められた時間を守り、保護者の責任でお願いします。他の人に送迎を頼む時は、必ず連絡してください。
- ・午前9時までに登所しましょう。欠席や遅刻の場合は、必ず午前8時30分から午前9時までの間に連絡してください。
- ・保護者からの連絡がない場合は、保育所から確認の連絡を入れさせていただきます。
- ・登所、降所時には、必ず職員に声をかけてください。
- ・送迎時には、お子さんから目を離さず、すみやかに登所、降所してください。

☆年間行事予定表

月	行 事	月	行 事
	★入園式 (新入園児保護者のみ)		★運動会 (高年齢) ★うんどうかいごっこ (低年齢) ・ 歩き遠足 ・ 芋煮会
	★保育参観 保護者会総会 ・ 健康診断 (内科)		・ 健康診断 (内科・歯科) ・ 消防訓練 ・ 保育所見学会
	・ 健康診断 (歯科)		★お楽しみ会 ・ クリスマス会
	★引き渡し・引き取り訓練 ・ 七夕 ★おまつりごっこ ・ 防犯指導		・ お正月遊び
			・ 節分 ★保育参観・保護者研修 ・ 入園説明会
	・ 十五夜		・ ひな祭り ・ 卒園遠足 (卒園児) ・ お別れ会 ★卒園式 (卒園児保護者のみ)

★印は、保護者が参加する行事です。(※行事は中止や変更の場合があります)

- ・ 避難訓練 毎月1回
- ・ 発達測定 隔月 (0歳児は毎月)
- ・ お誕生会 毎月1回
- ・ ケアハウス訪問
- ・ 保育士体験、保育活動ボランティア 随時
- ・ 交通安全指導
- ・ 個別面談
- ・ 給食試食会 (3歳児保護者対象)

☆保育所では通常保育の中で、特色ある保育を実施しています。

- ・ 人権を大切にする心を育てる保育活動 (国際理解保育、食育・木育・花育活動 等)
- ・ 年齢をつなげる系統的な保育の実践 (運動あそび、リズムあそび、異年齢児交流 等)
- ・ 武蔵丘短期大学と連携した子育て応援事業の実施

(専任講師の指導による体力測定、学生ボランティアによる運動遊び 等)

【その他】 よしみけやき保育所体操・小学校との連携事業・世代間交流
地域交流保育事業・乳児等通園支援事業 等

保育所開所時間

☆ 月曜日～金曜日の保育

朝の延長時間	通常の保育時間	夕方の延長時間
7:30～8:30	8:30～17:00	17:00～19:00

☆ 土曜日の保育

朝の延長時間	通常の保育時間	昼の延長時間
7:30～8:30	8:30～12:00	12:00～17:00

- 保護者が土曜日勤務で保育できない場合は、土曜日保育を行っています。
- 保護者の勤務の都合により土曜日保育を希望される方は、入所決定後に申請書（延長保育申請書と同一様式）を提出してください。
- 申請後、承認された場合は、土曜保育を希望する週の水曜日までに保育所に利用申込みをしてください。（令和9年度以降、申込方法が変わる場合があります。）

☆ 保育所の休日

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 年末年始（12月29日から1月3日）
- その他町長が定めた日



☆ 延長保育について

- よしみけやき保育所では、通常の保育時間以外に延長保育を行っています。保護者の勤務の都合により延長保育を希望される方は、入所決定後に延長保育申込書を提出してください。

15日までに提出 ⇒ 翌月1日から利用

30日までに提出 ⇒ 翌月15日から利用

延長保育の承認時間は「勤務時間＋通勤時間」を基準とします（通勤時間については、勤務地と交通手段により、適正と認められる範囲）。それ以上の延長保育を承認するためには、就労証明書により、雇用主の時間外勤務の証明が必要です。

延長保育の承認を受けた方でも、勤務の都合等により通常の送迎時間帯に送迎できる場合は、通常時間帯の送迎にご協力ください。

- 午後6時30分から午後7時までの延長保育の利用については、児童1人に対して、月額2,000円の負担をお願いしています。

なお、延長保育料は日割計算を行いませんので、利用日数にかかわらず、上記月額額の保育料となります。延長保育料は、翌月5日までに保育所へ納付してください。

保 育 所 の 給 食

保育所では「食を営む力」の基礎を培うことを目標に食育を進めています。

☆ 給食の提供

- ・ 3歳未満児

午前のおやつ（10時目安）、昼食、午後のおやつ（3時目安）

- ・ 3歳以上児

午後のおやつ（3時目安）、昼食



☆ 離乳食について

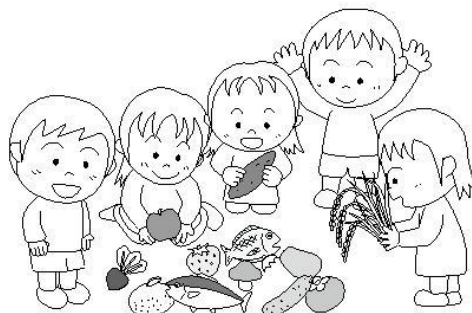
入所事前面談で離乳食の状況を確認し、個々の発育状況に合った食事を提供します。

☆ 食物アレルギーについて

保護者との面談と医師からの「埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、「食物アレルギー対応申込書」を提出していただき、対応していきます。年に1度必ず提出していただくほか、状況の変化があった場合等、適宜保育所に御相談ください。

☆ お知らせとお願い

- ・ 献立予定は、月1回、献立表でお知らせします。毎日必ず確認してください。
- ・ 当日の献立は、フォトフレームで展示していますので、御覧ください。
- ・ 3歳以上児クラスは、給食費（お米、おかず、おやつ代）として毎月4,600円を指定口座から引き落としをします。（※年収約360万未満相当世帯の子どもと、小学校就学前のお子さんから数えて第3子以降の子どもは、おかずやおやつ代を合わせた4,000円は免除されます。）
- ・ 保育所の行事によって、お弁当持参の日があります。
- ・ 朝食は、1日の元気のみなもとです。必ず食べてから、登所させてください。



健康管理



保育をするうえで、注意をしなければならない持病（アレルギー、小児ぜんそく、ひきつけ、脱臼等）がありましたら、詳しくお知らせください。

☆ 観察



毎朝、登所前に必ず家庭で検温をして、健康状態の確認をしましょう。いつもと変わった様子があれば、担任に伝えてください。

無理に登所することは避け、早めに医療機関を受診し健康回復に努めましょう。登所後、お子さんの状態によりお迎えをお願いすることがありますので、連絡先を明確にしておいてください。

☆ 投薬



保育所では原則、薬はお預かりしていません。やむを得ない場合は保育所と御相談ください。

☆ 予防接種



保育所は集団生活の場です。感染症防止のためにも予防接種を受けましょう。

☆ 事故やケガ



保育所では、細心の注意を払い、安全に配慮していますが、子どもの体力や認識には個人差があり、思わぬことが事故につながる場合があります。緊急時には、保護者に連絡をさせていただきますので御了承ください。

また、子どもは小さいケガを体験することによって、大きなケガを防ぐことを学習していきます。集団生活の中での小さな擦り傷や切り傷は御理解ください。

☆ 健康診断の実施

保育所では、保育所医による園児の健康診断を実施しています。健康診断は、保育所内で行います。

- ・ 内科検診 年2回
- ・ 歯科検診 年2回



☆ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

保育所では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。この「災害共済給付制度」は、保育所の管理下で、保育所内及び登所中・降所中に園児の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生し、初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上のもの及び障害又は死亡が共済給付の対象となりますので、災害があった場合は速やかに保育所に連絡してください。

☆ 保育所ではやりやすい感染症

下記の感染症が疑われる場合は、医師の診断に従い登所の可否を確認してください。感染した場合は、速やかに保育所に連絡してください。登所の際には、「登園確認書」の提出をお願いします。

保育所は、子どもたちが共に生活する場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐため、集団生活に適応できる状態に回復してから登所するようにしましょう。

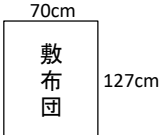
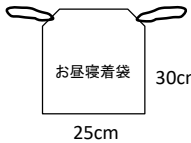
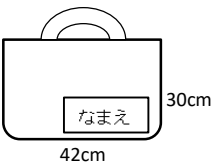
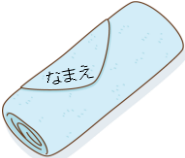
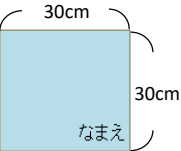
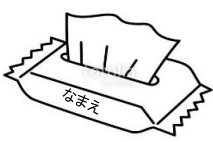


感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあたっては、3日を経過するまで）
新型コロナウイルス	発症日を0日として、5日を経過しかつ、軽快したあと1日を経過していること
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・眼の充血等の主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの、かつ全身状態が良好なこと
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

家庭で用意するもの



名 称		年 齢						注 意 事 項
		0	1	2	3	4	5	
帽子		○	○	○	○	○	○	・ カラー帽子 (指定のものを園で購入します)
リュック				(○)	○	○	○	・ 毎日持ち帰るコップ、箸や着替え服等が ゆったり入る大きさのもの ・ 時々点検し、洗濯して下さい ・ 3歳未満児は手さげ袋で可 ・ ()は年度途中から使用
園服					○	○	○	・ 冬服 10月～5月 ・ 夏服 6月～9月 取り扱い店 (町内2店舗) ★神田呉服店 Tel 54-0101 ★秋庭呉服店 Tel 54-1025
歯ブラシ コップ 袋		○	○	○	○	○	○	・ 年齢にあったもの ・ 0歳児の歯ブラシについては、普通 食に移行してから使用
箸 箸箱				(○)	○	○	○	・ 箸と箸箱がセットのもの ・ 箸は、竹か木製のもの ・ ()は発達段階に合わせて使用
タオル		(○)	○	○	○	○	○	・ フックに掛けやすい様に 紐をつける ・ 1日2枚 (3歳未満児は1日1枚) ・ ()については、年度途中から使用
上着		○	○	○	○	○	○	・ 体にあった大きさのもの ・ 必要な枚数 (3セット程度) ・ Tシャツ、ズボン、トレーナー等
下着		○	○	○	○	○	○	・ 体にあった大きさのもの ・ 必要な枚数 (3セット程度) ・ パンツのゴムはしっかりとした もの ・ 年間通して半そでかランニング
靴 上履き 上履き袋		(○)	(○)	○	○	○	○	・ 足にあった大きさのもの ・ 履きやすいもの ・ 0歳児の靴については、年度途中か ら使用 ・ 上履きについては2歳児以上から使用 (1歳児については、年度途中から使用)

名 称		年 齢						注 意 事 項 ※サイズは目安です
		0	1	2	3	4	5	
昼寝用布団 (上下)		○	○	○	○	○	○	・ 体にあった大きさのもの ・ 気候により、タオルケット 毛布等が必要です ・ 金曜日に持ち帰ります 
お昼寝着と お昼寝着袋		○	○	○	○	○	○	・ 毎日持ち帰り、洗濯して 持参して下さい 
汚れ物袋		○	○	○	○	○	○	・ スーパーの袋等（常時2枚必要です）
手提げ袋				○	○	○	○	・ 絵本等の持ち帰り に使用します ・ 時々点検し、洗濯して 持参して下さい 
おしぼり		○	○	○				・ 1日3枚使用 （2歳児は年度途中で 枚数が減っていきます） 
食事用 エプロン・ よだれかけ		○	○	○				・ 1日3枚使用（2歳児は年度途中で枚数が減っていきます） ・ よだれかけについては、必要なお子さんのみ使用（枚数は個々に合わせた枚数）
おむつ		○	○	○				・ 体に合った大きさのもの（必要枚数） ・ 1枚1枚うしろ側に名前を書いてください ※おむつの使用期間は個人差がありますので、必要に応じて用意してください。
おしりふき		○	○	○				・ 1パック ※原則、おむつを使用している場合に用意してください。その他、必要に応じて用意していただく場合があります。

☆ おむつについて

おむつは、保育所で処分するため、持ち帰りはありません。お子さんの尿の色や量、排便等で気になることがありましたら、おたより帳等を通して担任からお伝えします。

☆ 服装について

活動しやすく、安全に過ごせるようなものにしましょう。上着にフードや、紐のついたもの、スカート付ズボン等は着用しないようにお願いします。
(フードや紐は遊具に引っかかったり、後方から引っ張られることがあります危険です。)

☆ 水筒について

5月～10月を目安に、2～5歳児は、水筒(お茶または水)を持参していただきます。

☆ プール活動について

夏期はプール活動を行います。水着(男児:パンツ、女児:ワンピース)とスイミングキャップ
また、日焼け防止の観点からもラッシュガードを準備してください。
排泄が自立していない場合は、水遊び用のおむつの使用をお願いします。

☆ コップ、歯ブラシ、箸、箸箱は毎日洗ってください。

☆ 持ち物には全て名前をつけてください。 9

一時保育について

町では、保護者の継続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴い一時的な保育需要や保護者の傷病等による緊急時の保育需要に対応するため、一時保育を下記のとおり実施しています。（リフレッシュのための一時保育については、こども家庭センター 0493-81-5709 へお問い合わせください。）

☆ 非定型的保育サービス事業【利用期間：週3日以内、6月を限度】

保護者の労働、職業訓練、傷病等により、平均週3日を限度として継続的に家庭での保育が困難な児童に対して行う事業

☆ 緊急保育サービス事業 【利用期間：1か月未満】

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急かつ一時的に家庭での保育が困難な児童に対して行う事業

☆ 対象児童

- ・ 町内に住所を有する児童（保護者の出産その他の理由により町内に住所を有する親族の居宅に一時的に滞在している児童を含む。）で、満1歳以上
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育を利用していない児童
- ・ 健康で集団保育が可能であり、食事が普通食に移行している児童

☆ 実施施設及び定員

- ・ 実施施設：吉見町立よしみけやき保育所
- ・ 1日の利用定員：6名

☆ 保育時間

- ・ 1日利用：平日午前8時30分から午後5時まで
- ・ 半日利用：平日午前8時30分から正午まで
平日午後1時から午後5時まで



☆ 保育料と支払方法

利用時間		児童1人当たりの保育料
1日	午前8時30分～午後5時	2,000円
半日	午前8時30分～正午まで 又は午後1時から午後5時までの時間内	1,000円

- ・ 利用した日の属する月ごとに、翌月5日までに保育所へ納付してください。

☆ 利用登録

一時保育を希望される方は事前登録が必要です。「一時保育事業登録申請書」に必要事項を記入の上、次の必要書類を添付し、保育所に提出してください。

(添付書類)

申請理由	添付書類
就労	就労証明書
職業訓練・就学	就学証明書または学生証のコピー
傷病	医師の診断書等
災害・事故	罹災証明書等
出産	母子手帳のコピー（出産予定日記載箇所）
看護・介護	看護等を必要とする医師の証明書等
冠婚葬祭	案内通知、会葬礼状等の事実確認のできるもの
その他	その他必要と認められる書類

☆ 決定通知

保護者から申請のあった内容を審査の上、一時保育の適否を決定し「一時保育事業利用登録（決定・却下）通知書」により保護者に通知します。

一時保育利用決定後、お預かりをする前に事前に面談を行います。

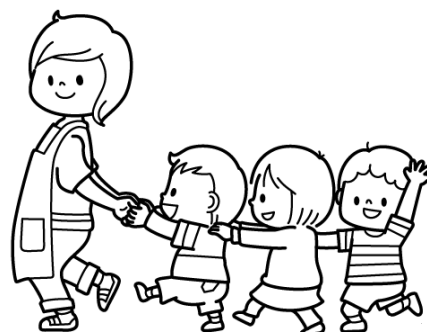
☆ 利用申し込み

登録の決定を受けた保護者が、一時保育を利用する場合「一時保育事業利用申込書」により、保育所に申込みをしてください。申込書を受理した場合、利用の可否を決定し、保護者に通知します。

利用日の2週間前から予約を受け付けますので御協力ください。

☆ 利用の解除

一時保育の利用がなくなった場合は、速やかに「一時保育事業登録廃止届」を保育所に提出してください。



乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)について



町では、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設された新たな制度として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を下記のとおり実施しています。

☆ 実施施設及び定員

- ・ 実施施設：吉見町立よしみけやき保育所
- ・ 1時間の利用定員：3名

☆ 利用対象

- ・ 0歳6か月から3歳未満の児童
- ・ 保育所、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない児童

☆ 開所日及び利用時間

- ・ 開所日：月曜日から金曜日（祝日、年末年始、学年始業及び学年末等は除く）
- ・ 実施時間：午前9時から正午まで（1時間単位で利用できます）
- ・ 利用時間：児童1名につき月10時間まで

※保育所の行事等の状況により、ご希望の日程でご利用いただけない場合があります。

☆ 保育料と支払い方法

利用時間	児童1人当たりの利用料
1時間	300円 (家庭の状況により減免される場合があります)

- ・ 利用料の支払方法：利用した当日、保育所へ納付してください。

☆ 利用方法・初回利用

- ・ ご利用にあたっては、事前に利用申請を行い、利用認定が下りた後に保育所にて面談を実施いたします。
- ・ 初回利用時は1時間とし、親子通園となります。



つうえんポータル

☆ 利用方法・初回利用

- ・ 1歳以上で食物アレルギーが無く、離乳食が完了している場合には、希望者に給食（1食230円）、おやつ（1食100円）を提供します。

保育所等の休所について



（よしみけやき保育所及び子育て支援センターの災害時における臨時休所等の対応方針より抜粋）

1 目的

台風、地震等の影響により人的・物的被害が生じるおそれが高まり、通常業務の継続が困難な状態が予測される場合において、子ども、保護者等の安全を守るため、よしみけやき保育所及び子育て支援センター（以下「保育所等」という。）の開所及び臨時休所等の対応について次のとおり定める。

2 基本的な対応

保育所等は公立であり、地震等の災害時には福祉避難所に指定されている。また、職員も災害発生時には避難所開設等の役割を担うため、原則、町の災害対応に即して保育所等の開設、臨時休所等について判断をしていく必要がある。しかしながら、台風等事前に予測可能な災害と、地震等の予測が困難な災害があるため、災害等の内容ごとに、次のとおり具体的な対応を定める。なお、臨時休所等の対応については、利用する保護者に事前の周知を図り理解を求めるものとする。

（１）台風等による風水害への対応

保育所等は、保護者の就労等により保育等が必要な児童が利用するものであるため、事前の天気予報等の情報を基に、町から発令される警戒レベルに応じた対応を図る。

・警戒レベルと住民がとるべき行動について

※吉見町防災ハザードマップより

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 *1（吉見町が発令）
4	災害の おそれ高い	危険な場所からの全員避難！	避難指示 *2（吉見町が発令）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難！	高齢者等避難 *3（吉見町が発令）

*1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

*2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

*3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

(2) 警戒レベルによる保育所等の対応

◆町から「警戒レベル3以上」が発令された場合

- ① 開所時間中に避難情報等が発令された場合は、保護者に対してお迎えを要請し、全児童の引き渡し後は閉所とする。

※子育て支援センター利用者は速やかに利用を中止する。

警戒レベル (避難情報等)	保育所等の対応
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・あらかじめ、保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、被害状況等により、他の避難場所や保育所内が安全と判断した場合は、その場所に避難をする。 ・保護者へは、メールや災害伝言ダイヤル等を通じて速やかなお迎えを依頼する。
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル5 (緊急安全確保)	・発災中で安全確保ができない場合、保護者のお迎えや児童の引き渡しは危険が伴うため、児童の安全確保を最優先にし、町担当課との連携を図り対応する。

- ② 開所時間より前に避難情報等が発令された場合は、利用自粛要請又は臨時休所等とする。

警戒レベル (避難情報等)	保育所等の対応
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・町担当課と連絡調整を図る。 ・午前6時時点で臨時休所等を判断。(午前の途中からの保育なし) ・午前10時の時点で安全確認ができれば午後の利用を再開。(午前10時の時点で安全確認できなければ1日休所) ・保護者への利用自粛要請等、情報提供に努める。
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル5 (緊急安全確保)	

◆臨時休所等の判断

- ・休所等の判断は、町長、災害担当課長、保育担当課長等が判断をする。
- ・災害情報等の発令時において、災害復旧、医療機関や社会基盤の維持等の業務に従事する方等、保育が必要な家庭への保育の提供に努める。ただし、保育の提供にあたっては、施設の安全、保育従事者の確保等が十分になされたうえで実施する。

◆災害後の対応

- ・施設の安全確保
- ・施設周辺の安全確保
- ・ライフラインの状況
- ・給食の提供
- ・職員の確保 ※職員体制については、災害担当課等と連携し早期再開に努める。
(令和3年10月策定)

非常災害時の対策



防火管理者名	よしみけやき保育所 主任保育士
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応する。
消防用設備	・ 消火器 ・ 屋内消火栓設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 非常警報設備 ・ 誘導灯 ・ 防火戸 ・ 自家発電設備 ・ 蓄電池設備
避難・消火訓練	○基本訓練は、毎月、年12回実施する。 消火訓練・通報訓練・避難誘導訓練・情報収集、伝達に係る訓練 ○総合訓練は、年1回以上実施する。
関係機関連絡先	・ 町民体育館 指定避難所 0493-54-5625 ・ 吉見町民会館（フレサよしみ） 指定避難所 0493-53-1331 ・ ふれあい広場 指定避難所 0493-54-5625 ・ 町災害対策本部 0493-54-1511 ・ 比企広域消防本部 0493-23-2266 ・ 比企広域消防本部吉見分署 0493-54-1558 ・ 東松山警察署 0493-25-0110 ・ 東松山保健所 0493-22-0280 ・ 県西部福祉事務所 049-283-6780

保険の加入状況



以下の保険に加入しています。

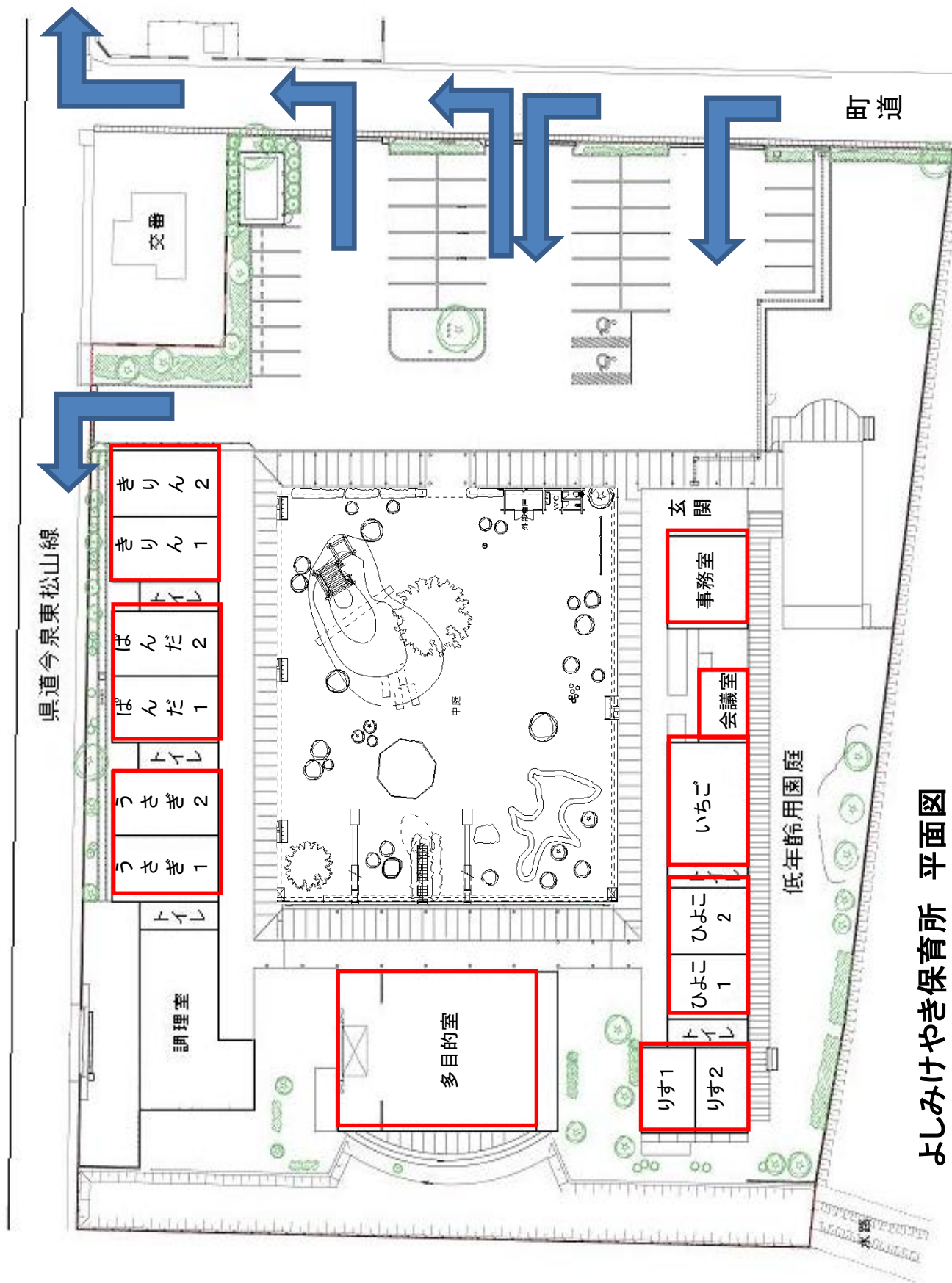
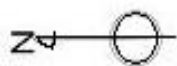
保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付 (医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給)
保険料	365 円（令和8年度） うち保護者負担 240 円

相談・苦情窓口



相談・苦情受付担当者	所長	0493-54-1766 (よしみけやき保育所)
相談・苦情解決責任者	子育て支援課長	0493-63-5014 (子育て支援課)
第三者委員	主任児童委員	0493-63-5012 (長寿福祉課)

保育所平面図



よしみけやき保育所 平面図